

証明のオンライン申請及びクレジットカードによるオンライン決済の開始について

令和6年（2024年）1月29日（月）午前7時（当地時間）から、各種証明（一部を除く）の申請手続きが従来の窓口での申請に加え、オンライン申請が可能となります。また、オンライン申請を利用された方に限り、領事手数料のオンライン決済が可能となります（注：現金での納付も可能）。**なお、オンライン申請した証明の受取に際しては、オンライン申請時にアップロードした書類の原本を持参の上、来館いただく必要がありますのでご注意ください。**

1 オンライン申請を利用するにあたって

証明のオンライン申請をご利用する場合には、まず、[オンライン在留届（ORRネット）](#)への登録が必要です。

過去に書面で在留届を提出している方は、書面で提出した在留届をORRネットへの登録に切り替えることが可能です。ORRネットで登録された内容はご自身でいつでも更新できますので、ORRネットへの切替えをお願いします。

（書面で提出された在留届のORRネットへの切替え方法）

[ORRネット](#)に改めて新規で登録いただいた後、必ず当館領事班まで、「書面で提出した在留届からORRネットへの切替えを希望する」旨、当館のメールアドレス（embjapan@mc.mofa.go.jp）にご連絡ください。当館にて、書面で提出された在留届を抹消するとともに、従来の在留届提出日をORRネットで登録された在留届に転記いたします。

2 オンライン申請の対象となる証明

当館でオンライン申請の受付が可能な証明は以下のとおりです。その他証明も画面上で選択可能ですが、対象となる証明は以下のとおりです。その他の証明は窓口で申請をお願いいたします。

- ・在留証明 形式1及び2（日本語）
- ・出生証明（英語）
- ・婚姻証明（英語）
- ・印章証明（英語）

3 オンライン申請の方法

オンライン申請の詳しい手続方法は[操作マニュアル](#)及び[解説動画](#)をご確認ください。

（1）ORRネットに登録後、[ORRネット](#)にログインし、画面の「旅券・証明のオンライン申請を行う」から手続きを開始する。

（2）申請情報の入力及び疎明資料をアップロードする。申請に必要な書類は[こちら](#)からご確認ください。

（3）審査完了（及びオンライン納付案内）のメールを受信後、疎明書類の原本を持参し来館の上、証明書の受領及び手数料の納付を行う。オンライン納付を希望される場合は、来館までにオンライン納付専用サイトにカード情報を登録する。オンライン納付方法は下記「5 クレジットカードによる手数料の

オンライン決済」をご参照ください。カード情報を登録された方は、交付時にカード決済が行われます。

4 必要書類

(1) オンライン申請に際して、システム上に疎明資料（パスポート、住所立証書類、戸籍謄本、運転免許証など）をアップロードしていただく必要があります。各証明に必要な疎明資料は[こちら](#)をご確認ください。審査において、疎明資料の不足又は不備が判明した場合はメール等にてご連絡させていただきます（システム上において再度アップロードいただくことがあります。）。

(2) 「申請書」又は「証明願い」の内容につきましては、システム上で入力いただきますので、提出（アップロード）は不要です。

5 クレジットカードによる手数料のオンライン決済

(1) オンライン申請を行った場合の手数料は、日本円によるオンライン決済、または当館窓口で証明を受け取る際に現金（O.R.）でお支払いが可能です。当館窓口で申請を行った場合のお支払いは現金のみとなります。

(ア) 利用可能なクレジットカード

VISA、MASTER、AMERICAN EXPRESS、DINERS、JCB

(イ) 利用可能なデビットカード

VISA、MASTER がついているものに限られます。

(ウ) 決済手数料

無料。ただし、日本以外で発行されたカードの場合は、カード会社により、別途、円建て決済にかかる手数料が発生する場合があります（オンライン決済は円建てのみ）。

(2) クレジットカードによるお支払いの場合は、当館への直接納付ではなく、指定代理業者を通じた日本での納付となります。このため、当館から領収書・レシート等、支払いを証明する書類は発行できません。当館で現金払い（現地通貨）を行った場合に限り、領収書が発行できます。

(3) オンライン納付をご希望の場合、当館での審査終了後、当館来館前までにカード情報の登録をお願いいたします。当館での審査終了後、クレジットカードの有効性確認を行います。その後、当館で証明書を交付する際にクレジットカードへ手数料のチャージを行います。カード情報登録から証明書の交付までの間に、与信枠超過、クレジットカード会社による不正利用疑いに対する緊急保護措置等のため、交付日当日に予期せぬ事情により決済ができない場合があります。その場合は、窓口にて現金払いに変更することも可能です。利用カードを変更される場合、再度オンライン上でカード情報の登録から行っていただく必要があります。交付までにお時間を要しますので、予めご了承願います。

(4) 手数料のオンライン決済の方法は[外務省ホームページ](#)及び[解説動画](#)をご確認ください。

6 各種証明の交付

(1) 証明書の交付日は、当館での審査が完了し、審査完了のメールが送付された後に確定します（受付完了メールとは異なります）。当館での審査が終了し、審査完了のメールが送付されるまで交付日は確定しません。なお、オンラインで申請された書類に不備などがある場合には、別途当館からメール等でお知らせします。

(2) オンライン申請から審査完了まで時間がかかる場合がございます。申請後、3日(閉館日を除く)経過してもメールが届かない場合は、お手数ですが、迷惑メールフォルダ等に当館からのメールが届いていないかをご確認の上、電話又はメールにてお問い合わせください。

(3) 審査完了メールの受領後、証明書の受取が可能となりますので、オンライン申請時にアップロードいただいた疎明資料(戸籍謄本、運転免許証、住所立証書類等)の原本をご持参の上、当館までお越しください。交付時に、疎明資料の原本の提出又は提示ができない場合は、証明書の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

(4) オンライン申請後、270日(約9ヶ月)経過しても、証明書の引き取りがない場合は申請が自動的に取り消されますので、審査完了のメールが届きましたらお早めに引き取りをお願いいたします。

7 お問い合わせ先

在オマーン日本国大使館

・ E-mail でのお問い合わせ : embjapan@mc.mofa.go.jp

・ 電話でのお問い合わせ : (+968) 2460-1028

※各オンライン申請に必要な疎明書類は、必ずシステム上でアップロードしてください。疎明資料を、上記 E-mail アドレスへ送付いただいてもお受けできませんので、ご了承ください。

※メールでのお問い合わせについて、お電話で回答することがあります。E-mail でのお問い合わせ時にはお名前と電話番号を必ずご記載ください。